

# 上山市議会会議録

第486回定例会

予算特別委員会

(平成30年9月11日)

平成30年9月11日（火曜日）

### 本日の会議に付した事件

議第51号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第3号）

議第52号 平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第53号 平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

### 出席委員氏名

出席委員（15人）

守岡等	委員	井上学	委員
中川とみ子	委員	高橋恒男	委員
谷江正照	委員	佐藤光義	委員
枝松直樹	委員	浦山文一	委員
坂本幸一	委員	大沢芳朋	委員
川崎朋巳	委員	棚井裕一	委員
尾形みち子	委員	長澤長右衛門	委員
高橋義明	委員		

欠席委員（0人）

---

### 説明のため出席した者

横戸長兵衛	市長	塚田哲也	副市長
金沢直之	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局長	富士英樹	市政戦略課長
平吹義浩	財政課長	舟越信弘	税務課長
土屋光博	市民生活課長	鈴木直美	健康推進課長
鏡裕一	福祉事務所長	鈴木英夫	商工課長
尾形俊幸	観光課長	前田豊孝	農林課長 (併)農業委員会 事務局長
漆山徹	農業夢づくり課長	近埜伸二	建設課長

秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田	浩	会計管理者 (兼)会計課長	
佐	藤	浩	章	消防長	古	山	茂	満	教育委員 会長
井	上	咲	子	教育委員 管理課長	遠	藤	靖	靖	教育委員 学校教育課長
齋	藤	智	子	教育委員 生涯学習課長	高	橋	秀	典	教育委員 スポーツ振興課長
大	和		啓	監査委員	渡	辺	る	み	監査委員 事務局員

---

**事務局職員出席者**

佐	藤	毅	事務局長	鈴木	淳	一	副主幹		
渡	邊	高	範	主査	後	藤	彩	夏	主任

午前10時00分開会

(第3号)

---

**開議**

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

予定された当予算特別委員会の日程は、本日1日でありますので、各委員の御協力をお願いいたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、補正予算3件であります。これより直ちに審査に入ります。

---

**議第51号 平成30年度上山市  
一般会計補正予算**

○中川とみ子委員長 議第51号平成30年度上山市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

[平吹義浩財政課長 登壇]

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第51号平成30年度上山市一般会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度上山市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億2,200万円とするものであり

ます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によるものであります。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

17款寄附金では2,000万円を増額し、補正後の額を7億4,100万円とするものであります。

18款繰入金では2億5,360万円を増額し、補正後の額を6億9,410万円とするものであります。

19款繰越金では8,180万円を増額し、補正後の額を1億9,286万3,000円とするものであります。

21款市債では3,260万円を増額し、補正後の額を12億8,670万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では3億8,800万円を増額し、補正後の歳入合計を147億2,200万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページをごらんください。

2款総務費では33万5,000円を増額し、補正後の額を21億2,643万円とするものであります。これは1項総務管理費の増によるものであります。

3款民生費では370万円を増額し、補正後の額を43億8,414万7,000円とするものであります。これは2項児童福祉費の増によるものであります。

6款農林水産業費では283万4,000円を増額し、補正後の額を5億6,696万9,000円とするものであります。これは1項農業費の増によるものであります。

7款商工費では、1項商工費を963万8,000円を増額し、補正後の額を14億7,681万4,000円とするものであります。

8款土木費では7,124万円を増額し、補正後の額を13億7,507万5,000円とするものであります。これは5項住宅費の増によるものであります。

10款教育費では2,690万円を増額し、補正後の額を14億2,675万4,000円とするものであります。これは5項社会教育費で1,150万円、6項保健体育費で1,540万円の増によるものであります。

12款公債費では2億7,335万3,000円を増額し、補正後の額を15億6,685万3,000円とするものであります。

以上の結果、歳出合計では3億8,800万円を増額し、補正後の歳出合計を147億2,200万円とするものであります。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、11ページ、12ページをお開き願います。

最初に、2款総務費1項総務管理費5目財産

管理費は33万5,000円の増であります、車両管理費で平成31年2月からリース契約により、老朽化した議会用バスを更新するための車両等賃借料を措置するものであります。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は370万円の増であります、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画策定に必要な事業計画策定支援業務委託料と資料の印刷に必要な経費を措置するものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は283万4,000円の増であります、有害鳥獣対策事業費で、イノシシ被害が拡大している中で、被害対策設備の需要が高まっていることから、簡易電気柵設置等の支援を拡充するため、上山市鳥獣害防止対策協議会への補助金を増額するものであります。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費は841万4,000円の増であります、商業活性化推進事業費では、上山十日町商店街振興協同組合が運用している駐車場の舗装改修に対して、中心商店街の振興とともにイベント等での利用に供している公共性の高い駐車場であることから、事業費の3分の1を助成し、工業振興事業費では、現在市内製造業の設備投資支援を目的に、1社当たり上限100万円で設備取得額の5%を助成している中小企業設備投資促進補助金への需要が高まっていることから、今後見込まれる額を増額するものであります。

4目観光物産費は、122万4,000円の増であります、上山型温泉クアオルト事業費で葉山コース内のクナイプ設備の更新工事に要する工事請負費を新たに措置するとともに、上山市温泉クアオルト協議会補助金を増額し、1つは、市内事業者によるヘルスツーリズム認証

の取得を促すため、初回認証審査料の半額を助成するもの、もう一つは、急務となっているウォーキングガイド養成を促進するためのガイド養成講座の開催経費の半額助成に必要な額を措置するものであります。

なお、葉山コース内のクナイプ設備更新工事の財源として、平成29年度に東京上山会からいただいた寄附金60万円を活用いたします。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費は7,124万円の増であります、市営住宅長寿命化事業費で、上山市営住宅長寿命化計画に基づき改修する市営金生住宅12号棟の現地精査の結果、外壁仕上げ材にアスベストの含有が認められたことから、専門業者による除去及び処分を行うための工事請負費を増額措置し、地域優良賃貸住宅供給促進事業費で十日町地内で子育て世帯を対象とした優良な賃貸住宅を供給するため、建設予定地内で本市が所有する建物及び旧上山市老人いこいの家の解体に必要な設計費用及び工事請負費並びに上山市土地開発公社が所有している用地の取得に必要な経費を措置するものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。

10款教育費5項社会教育費4目文化芸術費は650万円の増であります、文化財等保護管理費で、建築基準法に不適合であるため撤去した春雨庵の外周壁を景観に配慮した板塀として新たに整備する費用を措置するものであります。

5目図書館費は500万円の増であります、図書館管理運営費で、花国技建株式会社からいただいた寄附金を財源に、上山市立図書館の蔵書を充実させるための経費を措置するものであります。

6項保健体育費3目体育施設費は1,540

万円の増であります。体育施設等整備事業費で図書館費と同様、花国技建株式会社からいただいた寄附金を財源に、三共エンジニア体育文化センター及び南小学校体育館で利用するバスケットボールゴールをそれぞれ1組更新する費用を措置するものであります。

12款公債費1項公債費1目元金は2億7,335万3,000円の増であります。起債償還の平準化により後年度負担の軽減を実現するため、市債繰上償還元金を措置するものであります。

償還の形態は、完済するもの、償還期間を短縮するもの及び平成31年度、平成32年度償還予定分の元金の一部を償還するものであります。

なお、繰上償還による利子軽減の効果につきましては、約600万円と見込んでおります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、9ページ、10ページをお開きください。

最初に、17款寄附金1項1目寄附金は2,000万円の増であります。東京都中央区花国技建株式会社から用途を市立図書館の図書の整備及び体育施設のバスケットボールゴール更新としていただいた指定寄附金を計上するものであります。

18款繰入金1項1目基金繰入金は2億5,360万円の増であります。平成29年度に東京上山会からクアオルト事業のためいただいた寄附金を財政調整基金に積み立てていた分の取りくずし及び繰上償還に充てるため、減債基金からの取りくずしを計上するものであります。

19款繰越金1項1目繰越金8,180万円の増につきましては、前年度繰越金を計上する

ものであります。

21款市債1項市債3目土木債は3,260万円の増であります。市営金生住宅12号棟改修工事でのアスベスト除去等を内容とする市営住宅長寿命化事業、地域優良賃貸住宅供給促進事業で実施する旧上山市老人いこいの家解体工事を内容とする公共施設除却事業を計上するものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明申し上げますので、4ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費、児童福祉総務費において370万円の繰越明許費を設定するものであります。子ども・子育て支援事業計画の策定について年度内完了が困難であることから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第3表債務負担行為補正について御説明申し上げます。

今回の補正は追加であります。

学校給食センター調理等業務につきましては、平成30年度から平成36年度までの期間で4億9,567万4,000円を限度額とするものであります。

上山市学校給食センターにおいて、平成31年度から業務の一部を民間委託する予定ですが、平成30年度中に委託業者を選定することから、債務負担行為を設定するものであります。

委託内容は、調理業務、配缶業務、食器具類の洗浄・保管業務、施設の清掃・日常点検業務、ボイラー管理業務、配膳業務等ですが、調理業務において新たにアレルギー除去食の調理を予定しております。

最後に、第4表地方債補正について御説明申し上げます。

今回の補正は限度額の変更であります。

市営住宅長寿命化事業で補正前の額に2,300万円を増額し、補正後の額を6,130万円とし、公共施設除却事業では、補正前の額に960万円を増額し、補正後の額を1,720万円補正するものであります。

その結果、地方債補正全体では3,260万円を増額し、補正後の限度額を12億8,670万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**○中川とみ子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を区分し、繰越明許費、債務負担行為及び地方債は歳入とあわせて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、3款民生費についての質疑、発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○中川とみ子委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、6款農林水産業費、7款商工費についての質疑、発言を許します。尾形委員。

**○尾形みち子委員** それでは、7款商工費、上山型温泉クアオルト事業についてお尋ねをいたします。

ヘルスツーリズムの認証制度ということで、取得を受けていないのを促す補助金というようなことでありますけれども、これのことについて、今現在本市でそのヘルスツーリズム認証制度をまだ新しいということもありますけれども、受けているのがいるのはわかるのか、それともこれもかなりの企業をするというふうなことで、この補助をするというふうなことなのかお尋ねいたします。

**○中川とみ子委員長** 市政戦略課長。

**○富士英樹市政戦略課長** ヘルスツーリズム認証制度につきましては、今年の5月から申請の受け付けが始まっておりまして、現在上山市内で5事業者が申請をしているところでございます。

ちなみに、全国でも19事業者しか申請しておりませんので、かなり上山市内の割合が高いということになります。今回の補正につきましては、認証を申請できる可能性のある事業者が9事業者でございますので、そちら9事業者が全て申請するというのを目指して補助をするということでございます。

**○中川とみ子委員長** 尾形委員。

**○尾形みち子委員** 日本クアオルト協議会に加盟している自治体も全国に10カ所あるわけでございますので、そういった意味で、今後ふえるというようなことなんでしょうけれども、何か効果というか、上山市にとってもこのヘルスツーリズムが必要だということで、もちろん今後するわけですが、その辺のところは、どういうふうな協議会での話し合いになっているのかお尋ねいたします。

**○中川とみ子委員長** 市政戦略課長。

**○富士英樹市政戦略課長** ヘルスツーリズムの認証制度につきましては、国の経済産業省がともに関与して始まった認証制度ということになっておりまして、これまで市のほうでも認証制度の検証という形での協力をしてきたところでございます。

その中で、国のほうが第三者機関というものを設置しまして、認証制度を開始するわけですが、これが要するにヘルスツーリズムの、要は中身の品質を保証するものということになるかと思っておりますので、これまでヘルスツーリズムがどういう効果があるんだというこ

とがなかなか説明がしづらかった部分がございますけれども、こういった認証制度を受けているということについて、第三者機関からの認証であることから、ヘルスツーリズムの推進に寄与するものというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 ヘルスツーリズムの件はわかりました。

日本クアオルト協議会に加盟している全国の10カ所の自治体でこのヘルスツーリズムを推進していくというようなことの協議の中身があったのかどうかお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 これは、全体的じゃなくて、それぞれの自治体といいましょうか、その中でヘルスツーリズムを進めていくという形でのそれぞれの自治体がメニューをつくって、それを申請するというごさいまして、全体でやるというものではございません。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 了解いたしました。

それでは次に、ガイド養成についてお尋ねを申し上げます。

喫緊のガイド養成だというようなことでありました。ということは、毎年毎年ガイドの人数の確認はしているんだと思うんですけども、人数の確保という部分で、本市は必要性があるから予算もつけて養成をしたと思うんですけども、そういったところも含めてお答えください。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 現在認定ガイド数は70名を超える認定がございますけれども、実働している方については14名ということで、かなり人数が少ない中で今現在活動していただ

いているということで、今回のヘルスツーリズムの認証等を受けたり、もしくは市のほうで協定を結んでいる各会社からそういったヘルスツーリズムに関する社員の送り込みというか、上市市内に宿泊してクアオルトを体験される方がかなりふえておりますので、こういったことから、ガイドをもっと養成する必要があるということで、今回対応しているところでございます。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 70名のガイドがいて、14名が実働部隊だというようなことでありますけれども、そうすると、このたびの養成講座にはどの程度の人数が養成をされて、それをガイドとして活用できるというようなところまでいっているのかどうかもお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 今回の研修には10名程度の参加を目指して研修会を共催するという形で行います。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 了解いたしました。

常時養成に含めてですけれども、70名の方も再養成をして、実働部隊になっていただくというようなことも含めて、これから検討していただかなきゃいけないと思うんですけども、その辺はいかがになっていきますか。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 70名の方の中には市外の方もいらっしゃいますし、あとは御高齢とか、体の健康状態がすぐれない方もいらっしゃいますので、實際上その70名の方、現在いらっしゃいますけれども、その実働の方をいかにふやしていくかということが必要になってきますので、今現在認証受けている方々にもお声がけはいたしますけれども、現実的には新しく



認証を受けられる方々が活動として加わっていく形になるのかなというふうに思っております。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 これからクアオルトを体験する方がふえるというようなこともありますので、ぜひそういった意味では、これからもガイド養成をしていくというようなことでよろしいのでしょうか。ふえるというような。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 今回ガイド養成講座を共催して認証をふやしていくということになりますので、ふえていくということで考えております。

○中川とみ子委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 6款の有害鳥獣対策について質問いたします。

これは、補正予算ということで、去年もことしも補正予算対応ということでもあります。必要に応じて手当てをしていただくというのは大変いいことだというふうに思いますが、この考え方、現在有害鳥獣というものの対策というのは非常に注目されている中で、毎年方針を立てながら計画的に進めているという中で、ことはどういう内容でどの方面に補正していくのかというようなことをよろしくお願います。

○中川とみ子委員長 農業夢づくり課長。

○漆山 徹農業夢づくり課長 平成29年度の電気柵設置の件数につきましては、56件ということでしたので、平成30年度につきましては、80件を予定して予算を組んでおります。

しかしながら、イノシシ被害拡大が主な原因になりますけれども、予想を上回る被害が拡大しておりまして、また、市民及び地域の方々の自主防衛の意識についても醸成されてきている

ということから、今回電気柵につきましては、予想を上回る設置希望者がおったということでございます。

さらに、今後につきましても、希望者が聞き取りの中で多数いらっしゃいますので、その結果を反映して今回の補正を組んでおります。

○中川とみ子委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 大変わかりやすく、またありがたい答弁だったなというふうに思います。

予想を上回ることは予定されているというふうな感じもいたしますけれども、こういった形で毎年予算がなくなったからこれで打ち切りだということではなくて、実情に応じた、そういった補正を組むという姿勢を維持していただきたいというふうに思うところです。

と同時に、来年の、いわゆる当初予算の組み方においても計画的によりしくお願いしたいというふうに思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。谷江委員。

○谷江正照委員 7款観光物産費のクナイブのところでございます。上山型温泉クアオルトの葉山コースのクナイブを更新するというところでございますが、どのような形に更新なさるのか、まずお示しください。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 今現在の施設が木製で、ひび割れ等が発生して水漏れしている現状ですので、こちらについて石材等で組み直しをして、長くもつ施設にしたいというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 現在の木製のクナイブは、2槽ありまして、大体2人ずつ、4名ほど入れるような状況と認識しております。

今度できる石材のクナイプのほうは、人員対応のほうはどれぐらいの人数を想定していますでしょうか。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 1槽にはなりますけれども、現在と同じような人数が利用できるよ  
うにと考えております。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 1槽、人数は現在と同じよう  
ということですが、けさも名古屋の企業  
の方々が来て、人数もたくさん来ていらっし  
ゃって、年々県外からの来訪の人口もふえて  
おります。時には50名ぐらいのチームもご  
ざいますので、対応できる人数をふやすこ  
と、その辺をもう少し考えていくのはいか  
がでしょうか。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 一斉に使って  
いただくということよりは、順序立てて使  
っていただくようなことで対応いた  
だきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 順序立ててということ  
もわかるのですが、人数が多い場合  
ですと、順序を待っていますと非常  
に朝食の時間にずれ込むコース  
タイムスケジュールになりますので、  
ぜひ人数の部分はより検討して  
いただくことを望みます。

あと、ことしなどは大変暑くて、井戸が  
かかれるような事案もございました。  
クナイプに関しては、非常にコース  
利用者のニーズも高い部分でござ  
いますので、その水がかれないよう  
な対策などを検討しているかどう  
かお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○富士英樹市政戦略課長 井戸につ  
きましては、

ライオンズクラブのほうから資金を出  
していただいて掘っているわけです  
けれども、ことしについても井戸が  
かかれたということは聞いており  
ませんので、その辺のところ、か  
れないような対応というのは、要  
は深く掘るとかしかな対応が  
ないかと思っておりますので、状  
況を見定めて対応してまいりたい  
というふうに思っています。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 ことしクナイプの  
井戸のほうは実際かれています  
ので、ぜひしっかり調査をした  
上で、しっかりと対応のできる  
クナイプ施設にするよう求めて、  
以上といたします。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑は  
ございませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 先ほどの電気柵に  
絡んでちょっとお伺いしたいん  
ですけれども、その効果という  
のは、市内でもあちこち電気柵  
を見かけるようになりまし  
たけれども、実際のところの  
効果ということについて、ま  
ず手元のデータでわかればお  
示しいただきたいのと、件数  
でさっきおっしゃられたん  
ですが、その面積というか、  
電気柵の長さについて、い  
ろいろ長いところと短い、  
面積の小さいところもある  
かと思うんですが、その  
辺で経費は余り変わらない  
んでしょうかね。

○中川とみ子委員長 農業夢  
づくり課長。

○漆山 徹農業夢づくり課長 電  
気柵の効果につきましては、  
今年度特に対策について各  
市民の方、それから、地域  
の方でかなりふえている  
という状況がございま  
すので、この効果につ  
いては、被害額等で  
来年度効果があら  
われるのではない  
かなというふう  
に考えてお  
ります。

今のところは、市民の方から  
お聞きしますと、電気柵をした  
ということ  
で被害が防  
げたという  
ようなお話を  
お聞きして  
いるところ  
です。

それから、距離の金額的な部分については、大体単価的に1メートル当たりの単価、電気柵の設備の中身にもよるんですけれども、大体決まっておりますので、そこで余り差がないのではないのかなというふうに捉えております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 余り差がないという、ちょっと意味がよく理解できないので、そこだけ伺っておきます。

○中川とみ子委員長 農業夢づくり課長。

○漆山 徹農業夢づくり課長 メートル当たりの単価によりますので、そこは決まった金額になるかと思えます。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 電気柵ですが、私も実は使っております。家庭菜園ですけれども、去年までイノシシにやられたのがことしは全然やられていない状況ですし、いろいろな方々にも聞いておりますけれども、電気のスイッチを忘れてたりすると入るんだそうです。でも、きちんと管理さえすれば、効果が抜群だというふうなことで、ことしについては、大変効果が大きいというように農家の方からも承っております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 そうしたら、そのイノシシは、本来行くべき市長の畑に行かないで、どこに行ったんでしょうかということですね。

結局どこかで防護すれば、それはよそに行くということになって、やらないところはもうどうしようもなくなるというか、そうすると、みんなやらなきゃいけないと。ほかの部落に行くと、ほかの部落がひどくなると、こういうことの連鎖が起きないでしょうか。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 ほとんどの方がやっ

す。電気柵を。ですから、電気柵をやっていないところはやられているかどうかわかりませんが、少なくとも電気柵をやっている田んぼも含めて、あと家庭菜園とか、そういうところはやられていないと。これは私も確認しておりますので、間違いございません。

ただ、どこに行っているかはわかりません。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 電気柵の話が出ましたから、私も言いたくなりました。さっき夢づくり課長の説明ですと、メートル当たりと言うけれども、長くなればなるほど経費がかかるというか、そういうふうな仕組みになっております。

最高で2分の1で15万円の補助、私も市長と同じように、山のほうに田んぼ持っていますから、ことし設置しました。米代よりも電気柵つける経費のほうが高くなるような現状であります。

しかし、市の農業委員会の制度を見まして、耕作放棄地の削減というか、減少をなくすためということで、重点を置いているというふうな方針になっておりますので、なるべくそういうふうなことをして、耕作放棄地をなくすように頑張っておるんですけれども、今の2分の1の補助よりも3分の2の補助にしてもらったほうが、そしてまた、イノシシとか、そういう有害鳥獣の出てくるようなところは山間地帯、平野の平らのところの圃場になっているところには出てこないような状況で、そういうふうな、構わないでおけば耕作放棄地がすぐ出るような現状なので、そういう補助率のアップもぜひ検討してもらいたいと思います。

○中川とみ子委員長 農業夢づくり課長。

○漆山 徹農業夢づくり課長 委員おっしゃい

ますように、現在2分の1の補助となっておりますけれども、今は希望者、電気柵を設置したいとおっしゃる方の希望者の件数が多く、できるだけたくさんの方々に電気柵を設置していただきたいと思いますので、そちらを優先をさせていただきたいというふうな考えでございます。

○中川とみ子委員長 高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 その考え方もわかりますけれども、せっかく電気柵取りつけたんですけれども、農作物の収量よりも電気柵のほうに経費がかかってしまうような状況では、こういうものを取りつけないと考えている人が多数おります。

耕作放棄地の解消というようなことにも重点的に取り組んでいる政策でございますので、ぜひそういうふうなことも同時に、補助額のアップのほうもお願いしたいと思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、8款土木費、10款教育費についての質疑、発言を許します。高橋義明委員。

○高橋義明委員 8款土木費でございますが、市の管理すべき建造物について、アスベストのチェックというのは以前終わっていると思うんですが、今回出てきたという、その経緯についてお知らせをお願いします。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 今回の部分につきましては、外壁等の塗装材についてございまして、国の基準が昨年度変わりました、この外壁等の塗装材についてもアスベストが入っていれば適切な処理をなさいたいということになりましたの

で、今回調査をしました結果、アスベストが含まれているということで、今回補正をお願いするところでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 今のアスベストについてですが、10号棟、11号棟、12号棟と3棟が4階建てだと思うんですけれども、ほかの棟のやつは去年基準が変わったということで、問題はなかったということでしょうか。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 基準が変わったのがちょうど去年でございまして、10号棟、11号棟につきましては、その基準がございませんでしたので、産業廃棄物として適正に処理はなっているというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 わかりました。

じゃ、アスベスト、北中はもう全部取り除き終わったんですか。封じ込めた部分はなかったんでしょうか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 北中学校については、一部取り除いた部分もございしますが、まだ封じ込めて処理をしているアスベストもございします。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 時期が来たらぜひ適切な処理をよろしくをお願いします。

さらに、今外壁をきれいにしているものから、外から見ると大変新築みたいな金生住宅に見えるんですけれども、一歩中に入った途端、老朽化に啞然とするわけですよ。もう押し入れは天井がぶち破れていたり何かして、かなりひどい。私も引っ越しの手伝いをして、とてもじゃないけれども、入居したくないなと思うく

らいひどかったというのがありますので、これはきょう答弁は要りませんけれども、あわせて、中のほうについても随時長寿命化とあわせて、本当に長く使うのであれば、中のほうも手を加えるべきだと思っておりますので、どうぞ御検討を要望しておきます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。棚井委員。

○棚井裕一委員 図書館管理運営費についてですけれども、今回図書購入費に充てるとありますけれども、これは、いわゆる寄附者から分野指定など、どういう図書を購入してほしいとかという指定などはあったんでしょうか。

あわせて、体育施設の備品購入でバスケットボールのゴールというふうにお伺いしましたけれども、体育文化センター、南小学校、それぞれどのような規格のゴールになる予定なのか教えてください。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 今回の寄附でございますが、大変本当に寄附をいただくについても例えばメディアには出さないでくださいとか、本当に自分のふるさとのためにという思いが強くなりました。

図書等につきましても、佐藤長八文庫とか、清野文庫、いろいろあるわけでございますが、これについてもそういった名前を出さないでくださいというようなことで、あくまでも市の主体的な考え方でやってくださいというのがありました。

あと、バスケットボールのリングでございますが、これにつきましても、我々が望んだとおり、体育文化センター、そして南小学校でいいでしょうということ言っていただきまして、我々が望んだものをもうほとんど100%とい

いましょうか、そういう形で受けとめていただいたので、大変ありがたいなと思っておりますのでございますし、また、こういった思いを図書館にしても、あるいは体育文化センター、南小にしても、子どもたちも含めて、健全な成長が図られるようにとか、そういった面で、我々もこの寄附を大事にさせていただいて、これからの政策も含めて、事業も含めてやっていきたいと思っております。

詳しいことは、担当課長から説明します。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 花国技建の社長と対応したのが財政課でございますので、財政課のほうから経過について御報告させていただきます。

その前に、今市長答弁ございましたけれども、その後なんですけれども、市長のほうから写真は遠慮したいとか、そういった、余り花国技建という名前を出すのは遠慮したいということがございましたけれども、その後なんですけれども、図書費について、財政課と花国の社長との話し合いで、こちらのほうからお願いして、花国文庫と命名させていただきたいというふうなことを後からお願いして、いいだろうというふうなことで御了承いただいておりますので、どうしてかといいますと、せっかく寄附いただいた図書でございます。それを市民に広く周知して、それを大切に使うという意味で、花国技建の名前を広く広めるということじゃなくて、図書を大切に使いたいという思いから、花国文庫という命名だけさせてくれということで、後からいいだろうということになっておりますので、経過ということで御報告させていただきたいというふうに思います。

なお、図書の選定については、結論から申し上げますと、社長は図書館長ほか図書館の関係

者にお任せしますというようなことで御一任をいただいているところでございます。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 バスケットボールゴールの規格ということでお話がございましたので、お答えいたします。

まず、体育文化センターにつきましては、昨年更新したものと同じようなものということで計画しております。

南小学校につきましては、油圧式のこれまで40年以上使っていた部分があったわけですが、そちらではなく、ミニバスケットと一般両方できる公認の手動で調整できるものということの移動式ということで検討しております。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 それに伴い、これ購入分野など、花国文庫ですか、などは決まっていないのでしょうかということと、いわゆるエリアを設けて、この書棚は花国文庫だというふうになさるということによろしいのでしょうかということ。

あと、特に南小のほうですけれども、一般でもできる移動式の公認ということは、いわゆる大会誘致などでサブコートの位置づけでも使えるものなのかということをお伺いします。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○齋藤智子生涯学習課長 1問目、2問目について私のほうからお答えいたします。

まず、図書館のほうの最初の方針についてでございますが、分野の指定は特にございませんので、図書館のほうにお任せいただけるということですので、5つの基準を設けて選書を行うことといたしました。

1つ目といたしまして、知の拠点としての公立図書館にふさわしいもの、2つ目、末永く活

用できるもの、3つ目、通常予算では購入しがたいもの、4つ目、市民、図書館の関係者などから要望の多い図書、5つ目としまして、めぐりあいのビル内に移設になりましたので、児童用図書の充実を図りたいということで、この5つの基準を持って選書を行いたいと考えております。

具体的な選書はこれからでございます。

また、2つ目の花国文庫として開架を行う場所ですけれども、新たな書架の購入は今のところ考えておりません。開架しているものを整理することによって、配架をしたいと考えております。

ただ、まとまった、例えば図鑑とか、文集とか、まとまったものを配架する場所には花国文庫であるということを示し、分野別に配架を行うものについても、これは文庫の本であることを明示したいと考えております。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 南小学校のサブコートの利用ということでございますけれども、まず、南小学校で今回入れるものについては、バスケットボール協会とも確認しまして、公認のものということで、一般の大会もできると。

体育文化センターにつきましては、一番上の大会レベルで規定されている部分でできる部分を昨年と同じ形で更新するという形になりますので、若干違いますけれども、サブコートのいうか、一般の大会も可能ということで考えております。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 5つの基準を設けて選書なさるという点、あと、最高ランクのゴール並びに公認の一般大会でも可能なゴールということで、まずすばらしい有効な利用かと思えます。

議会としても花国技建株式会社に感謝を申し上げるところでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、12款公債費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についての質疑、発言を許します。守岡委員。

○守岡 等委員 第3表の債務負担行為補正についてであります。

学校給食の民間委託の問題でございます。この間県内の幾つかの市町村でこの学校給食の異物混入というのが非常に問題になっておりますけれども、本市のこの異物混入の報告件数、そのうち、県教育委員会への報告を指導されている件数はどれぐらいになっておりますでしょうか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 平成29年度の上山市における学校給食への異物混入の件数につきましては、県の学校給食会に委託炊飯をお願いしている主食に係るものについては10件、あと、上山市の学校給食センターで調理を行っております副菜に係るものについては5件発生しております。

この中で、県に報告を求められている生命に深刻な影響を及ぼす異物混入、例えば金属片だったり、針、ガラス片、薬品などにつきまして

は、上山市学校給食センターで調理した部分についてはゼロ件となっております。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 やはり、今その重篤な事例がゼロ件ということで、やはりきちんと市が運営しているところでは管理がなされているのではないかと思います。

この調理部門を今回民間委託するということですけれども、この受託業者の責任において今後業務を行うことになるわけですが、例えば、そういう異物混入だとか、さまざまな事故を予防するために、市のほうで何か指導することができなくなるんじゃないかと。もしこの指導してしまうと、それはもう偽装請負になるのではないかということをお心配するんですけれども、特に、食材の準備も今後受託業者が行うということで、例えば地元産の食材使用がきちんと保障されるのかどうか。

あるいは、この事故予防のマニュアルの作成というのも受託業者の責任で行わなくちゃいけないんですけれども、その辺の市の指導というか、そういうものができなくなるのではないかとお心配されるんですけれども、いかがでしょうか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 まず、今回の調理業務の民間委託につきましては、全て学校給食の調理を含めて、全部民間業者に委託するという制度の請負ではなくて、調理業務など、指定した業務のみを委託するという役務の委託というふうを考えております。その観点から申しますと、食材の調達については、これまでどおり市が責任を持って安全な食材を調達いたします。ですので、地元産の安全な食材の調達につきまして

も、これまでどおりと考えております。

また、調理業務に対する市の関与ということですが、調理業務を民間委託するに当たっては、仕様の中に、調理業務責任者の配置を義務づけたいというふうに考えております。その責任者に対する指揮、命令につきましては、調理指示書等により、市が指示を行い、民間業者がその調理責任者から指示を出して、安全な給食をつくっていくというような体制をとっていききたいと考えております。

また、民間業者がつくる作業工程表、マニュアル等につきましても、国で定めております学校給食衛生管理基準や大量調理の衛生管理マニュアル、また、市がつくっております学校給食作業衛生管理マニュアル等に準拠したもので作成することを前提に、こういった規則、制度を遵守して、作業工程に当たっていただくような考えでおります。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 民間委託ということで、やっぱりコスト削減が非常に厳しく行われることが予想されますけれども、やっぱり人件費にしわ寄せが行って、そのためにこの経験の蓄積とか、そういう事実の蓄積、そういうものが行われずに、全体として学校給食の質の低下を招くんじゃないかというふうに心配しているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 確かにこれまで市が直営で行ってきた上山市の学校給食については、それなりの実績もございますが、民間の業者という大きな枠の中で、学校給食にかかわってきた実績のある業者を今回選定することによって、民間が培ってきた学校給食に対するノウハウあるいは人材等を活用することによって、そ

う心配、問題もカバーできるものと思っております。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 私も債務負担行為の学校給食の民間委託についてお聞きいたします。

それに至るといえるか、理由の部分で第7次上山市振興計画に示してある効率的な行政運営の推進に基づき、民間の専門的な知識、技術や柔軟な勤務体制などを活用し、業務効率や経営の効率向上を図るといえるのは、ある意味わかる部分があるんですが、それとともに、安全安心でおいしい給食を持続的かつ発展的に提供していくためとあります。

今までも直営でこの部分は十分担保されてきたとは思いますが、そこについて、民間委託というふうな考えといえるか、理由にしている点についてお聞きいたします。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 今、市の正式な調理師は、学校給食センター7人配置されておりますけれども、平成30年度末で2人が定年退職となります。

残る5人で責任を持って安全安心な給食が調理できるかといったことを考えた場合、調理業務の作業工程ごとに主たる主任者を配置して、非常勤、日々雇用職員に指示を出しながら調理作業を行っていく上で、大変継続的に安全安心な給食が作れるかというところで課題も出てきたというふうに捉え、今回民間委託に踏み切ろうとしているものであります。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 人間的な部分が大きいというのは理解したんですけれども、それは何年か前から予測されたことであって、対応できたのではないかと私は考えます。



また、非常勤の方もたしか5年で交換という部分もあったので、そこをやはり5年も勤めていただいたんだったら、その技量を生かして、そういった安心安全に対するこの継承というものは図られたのではないかと、私はそこを1点指摘させていただきたいと思います。

あと、もう1点、違う観点からなんですけれども、このこれまでの経緯の中で、6月に保護者の方への説明が配布資料という形かと思われるんですけれども、なったと思います。私は、それだけで保護者の方がわかった、だから、民間委託で大丈夫だというふうなことにはなっていないのではないかと。やはり、PTA総会とか、ちゃんと面を通してというか、目の前で説明をして、意見を聴取しながらやってもいいのではないかと。早急過ぎるのではないかとというふうな、説明が足りないのではないかとというふうに感じますが、その点についてお示してください。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○井上咲子管理課長 今回保護者の方々に説明をする場として、文書による説明ということになってしまったわけなんですけれども、PTAの代表者の方が参加をして組織している学校給食会のほうにおいては、PTA、各小・中学校のPTAの代表の方が参加されて、そちらのほうでは直接説明のほうをさせていただいております。その中で、アレルギーに対応していただけるのならありがたいとか、あとは、上山市の学校給食はおいしいというふうに聞いているので、その品質の維持には今後とも努めていただきたいというような御意見をいただき、その方々の了解を得て、今回文書で周知をさせていただいたところでした。

今後は、委託業者がまた決まった段階で委託の内容もはっきりしてくる部分がございますの

で、その段階でまた保護者の方々には場を設けて御説明のほうを丁寧にしていきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 保護者のPTAの役員の方の了承を得ての配布というふうなことですけれども、本当に個々の保護者の方の意見というのはまだまだプリントを渡しただけではつかみ切れていないと私は感じておりますので、早急過ぎるということで、私この予算にはちょっと承服しかねるということを申し上げて、質疑を終わらせていただきます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 一言、じゃ私も教育長にも伺っておきたいと思っております。

私は、理想の学校給食は、これ食教育、教育の一環として提供しているものでありますし、単独校がベストだと。それがいろいろな事情もあってセンター化、そして、今回の民間委託と、センターの民間委託ということになっていくわけですが、隣の県境の向こうの熱塩加納村と、旧ですが、そこなんかでは本当に日本一の給食だと思われるようなすばらしい献立、それで生産者もわかる、そして、食べる前に全員集まってクイズを出したりしながら食について学ぶという光景を私も目にしました。

ですから、教育長として、学校教育をつかさどる責任者として、今回の民間委託について、どのような見解をお持ちなのか伺っておきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 教育長。

○古山茂満教育長 食育については、とても大事なことのわけで、それについては、今委員がおっしゃったようなことだと思います。

ただ、食育について、民間委託したとしても、そのようなことは可能であると、今現在も食育のことについては各学校でやられていますので、可能であるというふうに捉えているところです。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 ということ、今回も、これはやむなしなのか、全然問題ないということなのか、積極的に歓迎をされているのか、教育長の立場としては、希望としてはどうなんですか。いわゆる今までのセンター化を維持したほうがいいのか、行政改革の一環として、時流もあって、時世もありますから、今回ののはやむなしと判断されているのか。どちらが望ましいとお考えですか。

○中川とみ子委員長 教育長。

○古山茂満教育長 後者のほうでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第51号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第51号平成30年度上山市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議第51号平成30年度上山市一般会計補正

予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきものに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川とみ子委員長 起立多数。

よって、議第51号平成30年度上山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
議第52号 平成30年度上山市  
国民健康保険特別会計  
補正予算（第1号）

○中川とみ子委員長 次に、議第52号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第52号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお開き願います。

平成30年度上山市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

33億6,300万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、24ページ、25ページをお開き願います。

8款諸支出金1項3目国庫支出金等返還金に3,300万円を増額し、補正後の額を3,310万円とするものであります。前年度の国庫支出金の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金、退職被保険者における療養給付費等交付金の精算により、超過額を返還するため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

22ページ、23ページをお開き願います。

7款繰越金1項2目その他繰越金に3,300万円を増額し、補正後の額を3,400万円とするものであります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第52号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第53号 平成30年度上山市  
介護保険特別会計補正  
予算（第1号）

○中川とみ子委員長 次に、議第53号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第53号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の26ページをお開き願います。

平成30年度上山市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,500万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、35ページ、36ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費に357万5,000円を増額し、補正後の額を5,097万8,000円とするものであります。制度改正に伴うシステム改修に係る委託料を増額するものであります。

6款諸支出金1項3目償還金に1,942万5,000円を増額し、補正後の額を1,943万5,000円とするものであります。前年度の国庫支出金の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算により、超過額を返還するため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。33ページ、34ページをお開きください。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金に704万8,000円を増額し、補正後の額を10億1,933万6,000円とするものであります。介護給付費交付金の過年度精算金を増額するものであります。

2目地域支援事業支援交付金に255万8,000円を増額し、補正後の額を3,017万7,000円とするものであります。地域支援事業支援交付金の過年度精算金を増額するものであります。

8款繰越金1項1目繰越金に1,339万4,000円を増額し、補正後の額を1,340万4,000円とするものであります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願

いたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。採決いたします。

議第53号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 閉 会

○中川とみ子委員長 以上で、当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは正副委員長に一任することに決しました。

以上で予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時25分 閉会